

防官文 (防) 第569号
30. 11. 15

大臣官房長
各局長
施設等機関の長
各幕僚長
情報本部長
防衛監察監
各地方防衛局長
防衛装備庁長官
殿

防衛大臣
(公印省略)

各種事故の防止に係る防衛大臣の指示

今月に入り、航空自衛隊において、11月2日のF-2戦闘機による空中接触事故、11月7日の航空自衛隊車両による民家への衝突事故が相次いで起こり、さらに、陸上自衛隊において、昨日、迫撃砲弾により民間車両に被害を与える事故が発生した。

これらの事故は、我々が守るべき国民の生命を危険にさらし、また、隊員の生命の安全にも関わりかねない重大な事故であり、極めて深刻に受け止めざるを得ない。本件事故の関係者においては、迅速かつ正確な報告と事故の当事者等への情報提供、原因の究明とそれを踏まえた再発防止策を確実に講ぜられたい。

国民の生命・財産を守る任務を担う防衛省・自衛隊がこのような事故を起こすことはあってはならないことであり、このような事故が、自衛隊の運用、訓練等に対する国民の不安を招き、防衛省・自衛隊に対する国民の信頼を損なわしめるものであることを、隊員一人一人が重く受け止めるべきである。

このような認識を踏まえ、各位におかれては、各種事故の根絶のため、安全管理の徹底に必要な措置を講じるとともに、適時適切な報告及び情報提供を実施されたい。